

配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについて

あなた（被害者）が相手方（加害者）に保護命令の申立てをする場合の説明です。

1 保護命令とは何ですか。

保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手から生命又は身体に危害が加えられることを防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が、加害者の身辺につきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

保護命令には次の種類があります。

(1) あなた（被害者）と相手方（加害者）との間での禁止命令

※ 「相手方」とは次のような人を言います。

- ① あなたと婚姻関係にある人
- ② 婚姻関係にあった時にあなたに暴力（又は生命等に対する脅迫）を行っていた人
- ③ 婚姻の届出をしていないが、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にある（以下「事実婚」といいます。）人
- ④ 事実婚の関係にあった時にあなたに暴力（又は生命等に対する脅迫）を行っていた人
- ⑤ 生活の本拠を共にする（※）交際関係にある人
- ⑥ 生活の本拠を共にする（※）交際関係にあった時にあなたに暴力（又は生命等に対する脅迫）を行っていた人

（※）「生活の本拠を共にする」とは、あなたと相手方が、主たる住居を共にしていることをいいます。具体的には、住民票が同一世帯である、賃貸借契約の名義人が連名になっている、住居費や食費などの生計費が共通である等の資料によって判断されます。なお、ルームシェア、学生寮、社員寮における共同生活や血縁、親族関係による同居等、婚姻関係における共同生活に類しないものは除かれます。

この中には、接近禁止命令と退去命令の2つがあります。

接近禁止命令とは、6か月間、相手方があなたの身辺につきまったり、あなたの住居や勤務先の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

退去命令とは、あなたが、転居等身の安全を確保するために、2か月間、相手方に対して家から出ていくことと、家の付近をうろつくことを禁止する命令です。

(2) あなたの子どもと相手方との間での禁止命令（子への接近禁止命令）

6か月間、相手方があなたと同居する子どもの身辺につきまったり、学校等子どもが通常生活する場所の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

子どもへの接近禁止命令は、相手方が子どもを連れ去ることなどによって、あなたが相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合にあなたを保護するために出される命令です。

したがって、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

(3) あなたの親族等と相手方との間での禁止命令（親族等への接近禁止命令）

6か月間、相手方があなたの親族又はあなたと社会生活において密接な関係を有する者（以下では両者を含めて、「親族等」といいます。）の身辺につきまったり、親族等の住居や勤務先の付近をうろついたりすることを禁止する命令です。

親族等への接近禁止命令は、相手方が親族等の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行うなどして、あなたが相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合にあなたを保護するために出される命令です。

したがって、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

(4) あなたと相手方との間での接近禁止命令の範囲を拡張する禁止命令（電話等禁止命令）

6か月間、相手方があなたに面会を要求したり、電話、ファクシミリや電子メールを送信したりすることを禁止する命令です。

あなたと相手方の接近禁止命令の保護範囲を拡張する命令ですから、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合でなければ発令されません。

2 保護命令に違反するとどうなりますか。

違反すると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反となり、相手方には1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の刑事処分が科せられます。

3 誰が申立てができますか。

あなたが相手方から身体に対する暴力を受けた被害者本人であれば、あなただけが申立てをすることができます。あなたの親族等が代わりに申し立てることはできません。

4 どのようなときに申立てができますか。

夫婦関係（事実婚を含む。）又は生活の本拠を共にする交際関係の継続中に身体に対する暴力を受けた人又はあなたの生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫を受けた人が、今後もさらに暴力を受け、大きなけがをする可能性が高いときに申立てができます。暴力・脅迫を受けた後に夫婦関係又は生活の本拠を共にする交際関係を解消した場合は、以前に受けた暴力・脅迫を理由として申し立てることができますが、夫婦関係又は生活の本拠を共にする交際関係を解消した後に初めて暴力・脅迫を受けた場合には、その暴力・脅迫を理由として申し立てることはできません。

5 どこに申立てをすればよいのですか。

相手方の住所、あなたの住所、暴力・脅迫が行われた場所のいずれかを管轄する裁判所に申立てをすることができます。詳しくは最寄りの地方裁判所にお問合せください。

岡山県内のお問合せ先：岡山地方裁判所民事訟廷事務室・事件受付係

Tel 086-222-4209

※ あなたへの接近禁止命令が発令される前や発令された後に、さらに子ども又は親族等への接近禁止命令の申立てをする場合は、接近禁止命令の申立て（又は発令）をした裁判所が管轄裁判所となります。

6 保護命令の申立てをする前に行っておかなければならない場所がありますか。

相手方からの暴力について、岡山県女性相談所（086-235-6060）、岡山県男女共同参画推進センター（086-235-3310）、岡山市男女共同参画相談支援センター（086-803-3366）又は最寄りの警察署の生活安全課等に相談に行きましたか。

保護命令の申立書には、これらの場所の職員に対して相手方からの暴力を受けたこと等につき相談された事実を記載していただく必要がありますので、必ずこれらの場所で相談を受けてください。

これらの場所へ事前に相談していない場合、公証人役場へ行き宣誓供述書という書面を作成しなければなりませんし、いずれも行っていない場合は、申立てをしても保護命令が発令されませんので、注意してください。

7 申立てにはどのような書類等が必要ですか。

(1) 申立書

岡山地方裁判所（本庁又は支部）の管轄である場合、申立書や同意書の用紙を、岡山地方裁判所（本庁又は支部）の窓口でお渡ししています。必ず必要な説明を受けた上で作成してください。

(2) 当事者間の関係を証明する資料

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料

戸籍謄本（又は住民票）、（事実上の夫婦の場合は陳述書、賃貸借契約書の写し、郵便物の写しなど）

上記書類により、あなたと相手方の関係（子ども及び親族等について申立てがある場合には、あなたと子ども、親族等との関係）を確認します。

イ 生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料

あなた及び相手方の住民票、住居所における賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し、生活の本拠における交際時の写真、メール又は手紙の写し、あなたや関係者の陳述書など

上記書類により、あなたと相手方の関係（生活の本拠を共にする交際関係）を確認します。

(3) 暴力や脅迫を受けたことを証明する書類（受傷部位の写真、診断書など）

- (4) 相手方からさらに暴力を受け大きなけがをする可能性が高いことを証明する証拠書類（あなたや事情をよく知っている人の陳述書など）
- (5) 宣誓供述書（配偶者暴力相談支援センターや警察署へ事前に相談していない場合）
- (6) 子どもや親族等への接近禁止命令を求めるための資料

ア 子どもの場合

- i 接近禁止の対象となる子どもが15歳以上の場合は、その子どもの同意書及び同意書の署名が子ども本人のものであることが確認できる書類（学校で受けたテストや手紙等署名のあるもの）。
- ii 戸籍謄本（あなたの子どもであることを証明する書類）

イ 親族等の場合

- i 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書）

※ 上記同意書は、対象者（法定代理人）本人に署名押印（実印で）してもらい、対象者の署名押印が確認できるもの（印鑑登録証明書）を提出してください。

- ii 親族等の戸籍謄本など（あなたとの関係を証明する書類）

※ 親族等の法定代理人が同意書を作成した場合は、法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本等）も必要です。

(7) その他必要なもの

ア 申立手数料 収入印紙1000円

イ 郵便切手 合計2195円

(ア) 500円×2枚	(オ) 10円×5枚
(イ) 100円×6枚	(カ) 5円×2枚
(ウ) 84円×5枚	(キ) 2円×5枚
(エ) 20円×5枚	(ク) 1円×5枚

なお、相手方に申立書・提出書類（暴力や脅迫を受けたことを証明する書類等）の写しを送付しますので、相手方に秘密にしている連絡先（避難先）の記載が申立書や提出書類にないかどうか、十分に確認してください。